

写真で語る昔の話

▶問い合わせ 秘書広報G市史編さん担当 (☎506039)

第40回 『有島武郎・登別温泉宿泊』

—明治32年12月27日—



▲有島武郎(中央)、森本厚吉(左)と森廣(右) (『新潮日本文学アルバム9有島武郎』新潮社刊)

『或る女』などの小説で有名な有島武郎が、親友の森本厚吉と共に登別温泉に宿泊したのが、明治32年12月27日。当初は、開業間もないカルルス温泉に宿泊する予定でしたが、大雪でそれがか

なわず、登別温泉に1週間宿泊しました。この2人には、森廣という札幌農学校時代の共通の友人がいました。資産家だった森は、中尾節蔵の倶多楽湖開発計画に資金援助をしたほか、登別温泉街への電灯設置や鉄道敷設の許可も取得しており、大正3年に森と面談した第七師団長・宇都宮太郎から「登別の鉄道敷設に尽力した」と評されたほどです。その後、森が取得した権利は、実業家の栗林五朔に引き継がれ、現在の登別温泉の発展へとつながっています。

公平な市民負担のために 滞納債権の回収を強化しています

市は、市税などの未納者に對して、納期限内に納付している方との負担の公平性・公正性を確保するため、市税や保育料、下水道受益者負担金などの『強制徴収債権』について、法律に従い、財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。また、市営住宅使用料などの『私債権』については、弁護士

に業務委託し、『訴えの提起』などの法的措置による債権の回収に取り組んでいます。市税などの納付は、納期限内の自主納付が原則です。新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や病氣、失業など、やむを得ない事情によって納期限内の納付が困難になった場合は、早めにご相談ください。

○訴えの提起

市が裁判所に滞納者を相手方とする訴えを提起し、裁判所において市と相手方が、それぞれ

の言い分を主張し、判決や和解によって滞納の解決を図る手続きです。裁判による判決に従わない場合や和解が不履行となった場合は、市は裁判所に強制執行を申し立てます。

問 税務G (☎851155)

献血にご協力ください

日時 12月27日(日)10時～12時、13時15分～16時

場所 イオン登別店
問 健康推進G (☎850100)

自筆証書遺言書の保管制度をご存じですか

『自筆証書遺言書の保管制度』は、自筆で書いた遺言書を法務局で保管する制度です。自筆証書遺言書を作成した人の死亡後に遺言書が発見されない・第三者に改ざんされるといったケースを防ぐことができ、自身の財産を家族に確実に託すことができる方法の一つです。保管の申請には事前予約が必要ですので、詳しくは、札幌法務局のウェブサイトをご覧いただくか、問い合わせください。

問 札幌法務局室蘭支局 (☎225111)

募集や試験など



市長室フリータイム

皆さんが、まちづくりなどについて市長と自由に話し合える機会を広げるため、『市長室フリータイム』を開催します。

日時 12月17日(木)9時30分～12時 (1人(組)30分程度)

場所 市役所2階市長応接室、鷲別公民館、婦人センター、登別温泉ふれあいセンターのいずれか

※ビデオ通話での対応も可能。

定員 2組(申し込み順、1組5人まで)

対象 市内に居住または通勤・通学している方

※苦情や要望、個人的な問題の相談などを目的とした申し込みはお受けできません。

※申し込みのときに、内容(概要)を伺います。

申し込み 12月7日(月)までに秘書広報G (☎856586)

胆振から日本を元気に!
各種無料相談(平日・土曜)・出張相談を承ります。

- 離婚 ●相続・遺言 ●交通事故 ●刑事弁護
- 犯罪被害者支援 ●債務整理・過払金回収

弁護士法人 **北海道みらい法律事務所**
相談は要予約 ☎0143-83-4131

弁護士 増川 拓 (札幌弁護士会) 弁護士 阿部 洋介 (札幌弁護士会) 弁護士 本間 寛菜 (札幌弁護士会)

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) **P有**
<http://www.hokkaido-mirai.com/>